2017年4月22日 セブ日本人会

1. 墓地の概要

セブ日本人会が所有・管理・運営する墓地である。

名称:セブ日本人墓地 場所: Celero Memorial Estates Cebu

2. 墓地利用と維持・管理の基本方針

セブ日本人会員・非会員に関わらず、日本国籍保持者がビサヤ地域においてい逝去した場合、特別な理由がない限り、この墓地を永眠の場とすることができる。日本国籍保持者以外であっても永眠した当人の配偶者及び一親等以内の親族である場合は、理事会が承認すればここを永眠の場所とすることができる。

墓地の維持・管理はセブ日本人会理事会が責任を持つ。

セブ日本人会理事会は墓地の維持・管理の費用を納骨申請者及び一般の寄付で賄う。

3. 埋葬の形態

この墓地に永眠できる形態は、火葬して遺灰となったものに限る。

遺灰を所定の大きさ($W25 \times L25 \times H25 cm$)以下の容器に収めた後、セブ日本人会に納骨申請書を提出し、理事会の承認後、納骨できる。

4. 納骨申請者·承諾書

- (1)納骨申請書はセブ日本人会にて受領する。
- (2)納骨申請者は日本人会員を含む2名の連名とする。
- (3) 故人の氏名・生年月日・本籍地・現住所・年齢・親族名と続柄・死亡原因などを記入する。
- (4)納骨申請者の氏名・現住所・連絡先(電話番号・メールアドレス)故人との関係などを記入する。
- (5)納骨申請は申請書中の承諾書に署名する。

5. 墓地維持管理費用の寄付

申請者は申請時に申請者名でセブ日本人会に対し墓誌作成料及び墓地の維持・管理目的の寄付を行い、 セブ日本人会発行の寄付受領書(Acknowledgment)を受領する。

寄付金額は故人の生前の生活状況等を考慮し定めない。(5,000~50,000 ペソを目安とする。) この金額の多少により理事会の承認に影響を与えることはない。

6. 納骨申請書の添付資料

納骨申請者は以下の書類を添付する。

- (1) 故人のパスポートコピーまたは配偶者の場合は結婚証明書、一親等以内の場合は公的証明書
- (2) セブ日本人会発行の寄付受領書

7. 納骨日と納骨台帳の作成

納骨日は申請者がセブ日本人会理事会と相談して決める。納骨にはセブ日本人会の理事が立ち会う。 納骨の際に読経・線香・供物(水・花等)を希望する場合は、納骨申請書の納骨時の希望欄に記入す る。

これらの準備及び費用は全て納骨申請が責任を負う。

セブ日本人会は納骨台帳を作成し、セブ日本人会に永久保存する。(理事会の承認を経て閲覧を可とする。)

8. 納骨

納骨申請者は納骨に必要な書類を準備し、事務手続きを行い、墓地管理事務所に手数料及び作業料を 支払う。この手数料・作業料は墓地管理事務所に支払うもので墓地維持・管理寄付金で賄うものでは ない。

9. 納骨の経過処置

13回忌を経過した遺骨は理事会の判断で順次納骨容器より埋葬槽に収める。

10. 年間行事と寄付活動

セブ日本人会は春分の日及び秋分の日前後に供養を行う。(セブ島通信及びホームページで告知) 理事会は墓地の修繕費・維持管理費等がセブ日本人会予算から支出されることがないように寄付活動 に努める。

11. その他

本規定に不都合が生じた場合はセブ日本人会理事会において協議する。この規定は予告なく変更されることがある。

変更箇所はセブ島通信及びホームページで告知する。

以上